

# ○アジア第1ゾーン代表者会議要綱（案）

制 定 平成28年9月24日

（名称）

第1条 名称は「アジア第1ゾーン代表者会議」（以下「ゾーン会議」という。）とする。

（目的）

第2条 アジア第1ゾーンにおける「全国ローターアクト研修会」（以下「研修会」という。）の開催に必要な事項を協議する。

2 アジア第1ゾーン内地区間の連携の強化及び情報交換を行う。

（開催地区の決定）

第3条 ゾーン会議は、アジア第1ゾーンを次表に定める3つのブロックに分割し、各号に定めるブロックの輪番制により開催する。

ブロック名	地区名
第1ブロック	RID2500（北海道東部）
	RID2510（北海道西部）
第2ブロック	RID2520（岩手・宮城）
	RID2530（福島）
	RID2540（秋田）
	RID2800（山形）
	RID2830（青森）
第3ブロック	RID2550（栃木）
	RID2560（新潟）
	RID2570（埼玉西北）
	RID2770（埼玉南東）
	RID2790（千葉）
	RID2820（茨城）
	RID2840（群馬）

(1) 第1ブロック

(2) 第3ブロック

(3) 第2ブロック

(4) 第3ブロック

(5) 第2ブロック

(6) 第3ブロック

(7) 以下、(1)から(6)の輪番制で行う。

2 研修会開催地区は、次の各号に定めるブロックの輪番制により開催する。

(1) 第1ブロック

(2) 第2ブロック

(3) 第3ブロック

(4) 第2ブロック

(5)第3ブロック

(6)以下、(1)から(5)の輪番制で行う。

3 第1項及び前項におけるホスト地区は、所属地区ガバナーの承認を得たのち、第9条第1項に定める方法により決定することとする。

(事務局)

第4条 ゾーン会議の事務局は、開催地区内に置くものとし、会議の召集及び報告をするものとする。

(参加者)

第5条 義務出席者は、アジア第1ゾーン内地区全ての地区ローターアクト委員長、地区ローターアクト代表及び地区代表ノミネーとする。ただし、地区代表ノミネーが未決定の場合は、地区直前代表をもってこれに充てる。

2 その他の地区役員及び一般会員は、必要に応じてゾーン会議に出席することができる。

(開催)

第6条 ゾーン会議は、年1回以上開催する。

2 ゾーン会議の開催日は、次回開催地区事務局が調整のうえ、ゾーン会議等により、アジア第1ゾーン内地区に報告するものとする。

3 ゾーン会議の開催場所は、交通の便を考慮し、決定しなければならない。

(成立)

第7条 ゾーン会議は、アジア第1ゾーン所属地区のうち、3分の2以上の地区の出席をもって成立とする。

2 やむを得ずゾーン会議を欠席する地区およびにおいては、ホスト地区ローターアクト代表宛に委任状(様式第1号)の提出をもって出席したものとみなす。なお、地区内すべての義務出席者が欠席した場合においても同様の扱いとする。

(議長)

第8条 ゾーン会議における議長は、ホスト地区直前代表をもってこれに充てる。ただし、地区直前代表が不在の場合は、地区ローターアクト代表経験者またはこれに相当する識見と経験のある者が務めることを妨げない。

(議決)

第9条 ゾーン会議の議決は、出席全地区の賛成をもって可決とする。ただし、欠席地区は会議の決定に従うものとする。

2 ゾーン会議の議決結果は、次回ゾーン会議においてゾーン会議報告書(様式第2号)により報告し、前項に掲げる方法により可決するものとする。

(収支)

第10条 ゾーン会議開催に伴う諸経費は、第5条に掲げる参加者からの負担をもってこれに充てる。ただし、アジア第1ゾーン内地区からの助成のほか、次項に掲げる収入があった場合は、これを充てることができる。

2 ゾーン会議の収支により生じた剰余金は、次回ゾーン会議の収支に繰り越すことができる。

3 ゾーン会議の収支は、次回ゾーン会議において収支報告書(様式第3号)により報告し、前条第1項に掲げる方法により可決するものとする。

(保管)

第11条 ゾーン会議の事務局は、次の各号に掲げる書類等を作成または保管し、次回開

催地区会議事務局に引き継ぐものとする。

(1) アジア第1ゾーン代表者会議要綱（以下「本要綱」という。）の原本

(2) アジア第1ゾーン旗

(3) ゾーン会議に係る各種文書

(4) ゾーン会議議事資料

(5) 第9条第2項及び前条第3項に掲げる書類

(6) アジア第1ゾーン内地区の連絡先一覧表（様式第4号）

**2** 本要綱の原本は、ゾーン会議において制定または第12条に掲げる改正を行った場合は、ゾーン会議を開催したホスト地区および議長が、ゾーン会議内で第9条第1項に掲げる方法による可決を署名および押印により証明し、ホスト地区が保管しなければならない。

**3** 本要綱の写しは、各地区で2部保管し、1部は地区代表事務局が、もう1部はガバナー事務局が保管する。年度終了後は、それぞれが次年度事務局に引き継ぐものとする。ただし、前項の署名および押印があるものに限り、電子データも写しとみなし保管することができる。

（改正）

**第12条** 本要綱は、必要に応じてゾーン会議において協議し、第9条第1項に掲げる方法により可決したのち、改正することができる。

（補足）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、ゾーン会議に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

**1** この要綱は、平成29年7月1日から施行する。



— 年度

第 回アジア第1ゾーン代表者会議

委任状

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

一、 年 月 日開催の第 回アジア第1ゾーン代表者会議に関する議決

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

国際ロータリー第 地区ローターアクト  
第 回アジア第1ゾーン代表者会議  
実行委員長 宛て

地区名\_\_\_\_\_

— 年度地区ローターアクト代表

\_\_\_\_\_ 印

※代理人の記載なきものは、議長に一切の権限を委任いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

## 第 回アジア第1ゾーン代表者会議 会議報告

開催日： 年 月 日（ ）

会 場：

ホスト：国際ロータリー第 地区

出席者： 名（ホスト地区含む）

第 回アジア第1ゾーン代表者会議の議題につきまして、以下のとおり報告いたします。

**議題1**

---

**議題2**

---

**議題3**

---

**議題4**

---

**議題5**

---

**議題6**

---

## 第 回アジア第1ゾーン代表者会議 収支報告書

### 【収入の部】

項 目	金 額	備 考
1. 前年度繰越金		
2. 会議登録料		
3. 懇親会登録料		
4. 二次会登録料		
5. 宿泊料		
合 計		

### 【支出の部】

項 目	金 額	備 考
1. 事務費		
2. 会場費		
3. 懇親会費		
4. 二次会費		
5. 宿泊費		
6. 雑費		
合 計		

<b>残 金</b>		<b>次 年 度 繰 越 金</b>
------------	--	--------------------

第 回アジア第1ゾーン代表者会議の収支につきまして、上記のとおり報告いたします。  
 なお、残金 円につきましては、第 回アジア第1ゾーン代表者会議の会計へ繰越いたします。

第 回アジア第1ゾーン代表者会議ホスト地区  
 国際ロータリー第 地区（ ）

地区ローターアクト委員長 印

地区ローターアクト代表 印

第 回アジア第1ゾーン代表者会議  
 実行委員長 印

地区ローターアクト会計 印

— 年度アジア第1ゾーン内地区 連絡先一覧表

**【地区基本情報】**

地区名	
地区メールアドレス	
地区ホームページ	
地区 Facebook ページ	
郵送先（今年度）	〒   宛て
郵送先（ <b>次年度</b> ）	〒   宛て

**【今年度連絡先】**

今年度地区代表氏名	
電話番号	
Eメール（携帯）	
Eメール（PC）	

今年度地区幹事氏名	
電話番号	
Eメール（携帯）	
Eメール（PC）	

**【次年度連絡先】**

<b>次年度</b> 地区代表氏名	
電話番号	
Eメール（携帯）	
Eメール（PC）	

<b>次年度</b> 地区幹事氏名	
電話番号	
Eメール（携帯）	
Eメール（PC）	